

(株)サンアイエム企画アイケイ薬局 無菌調剤室の利用に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、一般社団法人高崎市薬剤師会(以下「本会」という。)の会員その他の薬剤師が、(株)サンアイエム企画アイケイ薬局(以下「当薬局」という。)の無菌調剤室(以下「本施設」という。)を利用して、中心静脈栄養法用輸液、抗悪性腫瘍剤又は麻薬、その他医薬品の調製を行う場合の手続き、利用方法を定め、もって在宅医療の推進に寄与することを目的とする。

(利用の条件)

第2条 処方箋受付薬局が無菌調剤室を共同利用できる条件は、当薬局と契約を締結し、必ず保健所へ変更届出書等を提出することとする。又、調剤に従事する薬剤師は、本会が指定する研修講座の修了者であることとする。研修講座は(Ⅰ)実技注射薬取扱い手技等)、(Ⅱ)マニュアル研修(無菌調剤室使用説明)があり(Ⅰ)については、県で実施した無菌調剤実務講習会(平成26年2月9日)又はMPネット無菌調剤実習研修会への参加者、病院等で経験者であれば免除される。

(利用の申し込み)

第3条 本施設の利用希望者は、次に掲げる方法により当薬局に申し込みをすることとする。

(1) 予約

当薬局あて利用申込書に必要事項を記入の上、FAXで予約するものとする。尚、予約の受付時間は、年末年始を除く9:00~19:00とする。緊急は電話にて空き状況を確認し申し込むこととする。

(2) 利用決定通知

利用が決定した場合は、当薬局より電話にて連絡し、利用当日に押印した原本を当薬局に持参し提出するものとする。

(3) 利用時間

利用時間は、原則として年末年始を除く9:00~19:00とする。なお、当日の時間延長は、予約状況により出来ない場合がある。

(予約の取り直し)

第4条 予約を取り消す場合は、速やかに当薬局に電話するものとする。

(利用方法)

第5条 本施設を利用する際には、当薬局が別に定める「無菌調剤マニュアル」に従い作業しなければならない。

(施設利用料)

第6条 本施設の利用料金は、高崎市薬剤師会会員は1回500円、非会員は1回2,000円(消耗品は別料金)。

(無菌調剤の記録)

第7条 無菌調剤記録簿に必要事項を記入し、処方箋のコピーを貼付し提出する。
当薬局はこれを3年間保管する。

(原状回復)

第8条 利用終了後は、清掃し利用前の状態まで原状回復しなければならない。清掃については、「アイケイ薬局 無菌調整マニュアル」に従い行わなければならない。

(事故の報告)

第9条 事故の報告は公益社団法人日本薬剤師会の調剤事故報告書をもって行う。

(免責)

第10条 本施設利用中の物品の盗難・紛失・破損事故及び人身事故等については、当薬局は一切の責任を負わないものとする。

(改廃)

第11条 この要綱の改廃は、理事会の承認を得て行うものとする。

(付則)

本要綱は、平成27年4月1日より適用するものとする。